

鹿本商工高等学校（書面）	平成15年4月 ～平成16年3月	平成16年12月7日
熊本工業高等学校	”	平成16年12月8日
玉名工業高等学校（書面）	”	平成16年12月2日
小川工業高等学校	”	平成16年12月15日
八代工業高等学校（書面）	”	平成16年12月13日
水俣工業高等学校	”	平成17年1月13日
球磨工業高等学校（書面）	”	平成16年12月16日
天草工業高等学校	”	平成17年1月13日
熊本農業高等学校	”	平成16年12月14日
北稜高等学校	”	平成16年12月14日
鹿本農業高等学校	”	平成16年12月15日
菊池農業高等学校	”	平成16年12月21日
翔陽高等学校	”	平成16年12月22日
阿蘇 清峰高等学校	”	平成16年12月1日
矢部高等学校	”	平成16年11月29日
八代農業高等学校	”	平成16年12月16日
芦北高等学校	”	平成16年12月21日
南稜高等学校	”	平成16年12月16日
芥明高等学校	”	平成17年1月11日
芥洋高等学校	”	平成17年1月14日
盲学校	”	平成16年12月9日
熊本聾学校（書面）	”	平成16年12月2日
ひのくに高等養護学校（書面）	”	平成16年12月17日
熊本養護学校	”	平成16年12月9日
松橋西養護学校（書面）	”	平成16年12月24日
松橋養護学校	”	平成16年12月10日
松橋東養護学校（書面）	”	平成16年11月22日
荒尾養護学校	”	平成16年12月17日
大津養護学校（書面）	”	平成16年12月8日
菊池養護学校	”	平成16年12月22日
黒石原養護学校（書面）	”	平成16年12月20日
小国養護学校	”	平成16年11月30日
芦北養護学校（書面）	”	平成16年12月3日
球磨養護学校	”	平成16年12月17日
天草養護学校（書面）	”	平成16年12月3日
芥北養護学校	”	平成17年1月13日

2 監査の主眼

今回の監査は、教育委員会の県立学校74校を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘すべきものは、特になかった。

○指導事項

なお、監査時において、①収入調定書作成の誤りや遅れ、②納入通知書で処理すべきところが現金徴収されているもの、③生産物の即売方針伺いの内容不備、④通勤手当における通勤距離の再調査が必要なもの、⑤委託契約に伴う契約額の算定根拠が不明確なもの、⑥委託契約に伴う報告書等の受領を怠っているもの、⑦工事記録簿や樹木記録簿の内容不備、⑧劇毒物等の薬品管理簿の内容不備及び管理の不徹底等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県監査委員告示第2号

熊本県監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月14日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

熊本県監査委員処務規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員処務規程（昭和39年熊本県監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「定例会は、」の次に「原則として」を加える。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県監査委員告示第3号

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月14日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員事務局処務規程（昭和39年熊本県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第一課第13号中「定期監査」の次に「、随時監査」を加える。同条第二課第7号中「主務大臣又は」を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 事務局に役付職員の書記として、課長及び課長補佐を置く。

第4条に次の2項を加える。

3 前項の職員のほか、役付職員の書記として監査審議員、主幹及び参事を置くことができる。

4 前3項の職のほか、事務局職員の書記として主任主事及び主事を置くことができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県監査委員告示第4号

熊本県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月14日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

熊本県監査委員規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員規程（昭和39年熊本県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「重点目標」を、「重点項目」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県民文化祭推進委員会公告第2号

熊本県民文化祭推進委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月14日

1 開催日時

- 平成17年3月28日（月）
午後3時30分から
- 2 開催場所
熊本市城東町4番2号
熊本ホテルキャッスル 地下1階「つばき」
- 3 議題
(1) 第17回熊本県民文化祭 in 八代・水俣葦北の事業実施報告について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県民文化祭推進委員会事務局（熊本県地域振興部文化企画課事業推進班）
（電話 096-383-1111 内線 3547）

熊本県監査委員告示第5号

熊本県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成17年3月14日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
同 山 本 豊 孝
同 荒 木 詔 之
同 船 田 直 大

熊本県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程
熊本県監査委員に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する
方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続
等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年熊本県規則第4号）の規定の例
による。

附 則

この規程は、平成17年3月14日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

熊本県教育委員会公告第7号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月14日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量
運動能力測定機器 一式
(2) 借入物品の規格、品質、数量等
入札説明書及び仕様書による。
(3) 借入期間
平成17年4月1日から平成22年3月31日まで
(4) 納入期限
平成17年4月1日（金曜）
(5) 納入場所
熊本市上熊本一丁目9番28号 熊本県立総合体育館
(6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。